

廣島大學藏舊鈔本『周易正義』について

野間文史

廣島大學には天文十一年（1543）に書寫された舊鈔本『周易正義』十四卷（以下「廣大本」と略稱）を藏している。本稿はこの舊鈔本がいかなる系統に屬するものであるのかを考察したものである。その検討の過程で『周易正義』とその校勘をめぐる先學のいくつかの業績についても言及したいと思う。

かつて戸田豊三郎博士は「周易注疏諸本考」（『易經注釋史綱』所收一九六八年）において、この舊鈔本の一部を調査し、「我が舊鈔の本づくところは北宋刊本か、李唐傳鈔のものもあるうが、之を定める資料が未だ少い」との結論を出して、極めて慎重な態度を示されている。ただ遺憾なことに、その考證の詳細についての記述が見えない。

さて三十年前と現在とでも、資料の状況にそれほどの違いは無いものの、このたび筆者がこの舊鈔本と「南宋單疏刊本」とを全書に亘つて校合した結果、「この舊鈔本は刊本以前の李唐鈔本の系統を引くものである」との假説を、ここに敢えて提出することにした。大方の御教示を賜われば幸いである。

一 廣大本『周易正義』の形式

この舊鈔本『周易正義』は室町末期に書寫されたもので、『周易正義』の他に、邦人の手に成る書物二冊を付録としている。いわゆる

「單疏本」つまり經文・注文を含まぬ「正義單行本」である。これが唐代の『周易正義』の本來の體裁であることは申すまでもない。丹表紙（二六×一〇・六纏）、五針眼訂法によつて八冊に分冊され、「周易正義 約幾」と外題。なお第九冊は「周易正義 要事記」、第十冊は「周易正義 命期秘傳略」と外題されている。

第一冊の「周易正義序」と卷第一の「八論」は、單邊（一〇×一六・七纏）有界、每半葉十行、每行十七字。第二冊以降には界欄が無く、字面高さ約一〇纏で、每半葉十二行、每行二十字、經・傳・注文（おおむねは標起止）と正義文とはすべて大字である。

第一冊は首に「周易正義序」、以下にその文章が三葉表までであり、次いで三葉裏の第一行に「周易正義卷第一」、一行目に「（低一格）國子祭酒上護軍曲阜縣開國子臣孔頤達奉勅撰定」（卷第二以下無定字）、三行目に「八論」、四行目に「自此分爲八段」、次いで八論の本文。卷末に「周易正義八論之終」と尾題する。ちなみに「南宋單疏刊本」では、「自此分爲八段」と八論の本文との間に、八論の題目が「第一論易之三名」から「第八論誰加經字」まで八行に亘つて列舉されている。

第一冊の第一行は「周易正義卷第一」、第二行は「（低一格）國子祭酒上護軍曲阜縣開國子臣孔頤達奉」であつて、この卷のみ「勅撰」二

字を缺いている。そして第三行からが「正義」の本文であり、「☰☰乾元亨利貞」、第四行「正義曰……」へと續く。卦畫は木印ではなく、手書き。但しこの「乾卦」のみ卦畫の下に「乾下乾上」とあるべき雙行四字を缺いている。また以後の卦では、「正義曰」の上に二字空格をして、そのまま「卦辭」本文に「正義」本文を續けるのが通例である。そして卷末に「周易正義卷第一」と尾題する。ちなみに尾題の後に字數の記載は無い。

全書を通じて朱點（卷第一を除く）・朱引・墨筆訓點を附し、行間には和注・異本（イ）・印本との校字が有る。また上層にも書入が有り、また「程傳」・「本義」・「廣韻」・「互注」・「勺」・「毛晃」・「韻會」・「說文」等を引用し、さらには釋音を施すことが多い。乾卦の卦辭「元亨利貞」の「貞」字を唯一の例外として、缺畫は全書を通じて存在しない。

なお、第一冊・二冊・五冊卷末にそれぞれ「天文十一癸卯曆九月十八日一條烏丸於柳原亭書之訖 □□□□經 春秋三十二才 花押／同十九日朱就（朱書）」「天文十三甲辰正月九日朱就（朱書）」「天文十二癸卯曆十二月廿六日朱就（朱書）」という識語の記載が有る。なぜか書寫者の名前が削り取られており、最後の一字だけが「經」字に判讀できる。殘念ながら花押がらもその人物を特定できなかつた。

第一冊・第二冊の全體、そして部分的には、第三冊の卷第三の十七葉の裏、卷第四の十七葉の裏、第四冊の卷第五の十七葉の後半六行、卷第六の十四葉以降卷末に至るまで、そして第九冊並びに第十冊、さらに全書を通じての訂正加筆の部分とが同一人の筆に成るもので、これがおそらくはこの鈔本の持ち主だと想像される。第三冊以後は卷毎に書寫者が異なるもののが多いため、なぜ

なら全冊を通じて紙質が同じものであり、また同一葉の中途で、甚だしきは同一行の中途で書寫者が變わつてゐる箇所があり、さらには朱點・朱引に一貫性が見られるからである。けだし短期間に多人數によつて分擔して書寫したものであらう。

二 現存する舊鈔本『周易正義』

周知のよう『十三經注疏』の主たる版本は大略次のように刊刻されている。したがつて今ここで問題としている廣島大學所藏の舊鈔本『周易正義』十四卷がこれらのうちのいずれからの鈔本であるのか、これを明らかにするのが本稿の目的ということになる。

單疏本 I 唐代寫本

II 北宋・國子監本

III 南宋・覆國子監本

IV 經注疏本

V 南宋・越刊八行本

VI 附釋音本

VII 南宋・十行本

VIII 明・正德十行本

IX 明・閩本（嘉靖本）

X 明・監本（萬曆本）

XI 明・毛本（汲古閣本）

XII 清・殿本（乾隆本）

XIII 清・阮本（嘉慶本）

ちなみに最初の I 「唐代寫本」であるが、現在その存在が確認されているのは、後に取り擧げる『禮記正義』の曲禮篇殘卷の他には、『毛詩正義』の秦風殘卷、そして敦煌本『春秋正義』の哀公篇殘卷であることはよく知られている。ところが『周易正義』にも唐鈔本が傳

えられてはいることが、近時、臺灣中央研究院の黃彰健氏の論考によつて明らかにされた。遺憾ながらわざかに「賁」封の一部を傳えるのみの殘卷であるという。

續くⅡ「北宋・國子監本」は全く現存していない。そしてⅢ「南宋・覆國子監本」は、Ⅱを複刻したもの、或いはその相似の翻刻であると言われている。幸いなことに『周易正義』にはこの版本が完存しており、またⅣ「南宋・越刊八行本」も『周易注疏』としてほぼ完全に近いものが一部現存していること、後述の通りである。

ところで我が國に、これら諸版本との關係が未だ明確にされていない『周易正義』十四卷本（「單疏本」形式）の舊鈔本が數多く傳えられていることは、早くも江戸時代から知られていた事實であった。たとえば江戸末期の著名な書誌學者濱江全善（1805—1858）と森立之（1807—1855）との共著に係る『經籍訪古志』には、「周易正義十四卷」として、應永年間（1394—1427）の抄本（求古稿藏）をはじめ六種類の舊鈔本が著録されている。そしてこれらの中の一通は經文が大書され、「正義」は分注されており、残りの四通は「正義」が經文と同じく大書されているところから、前者は唐本の遺制であり、後者は北宋本を臨書したものであらう、という解説がなされている。なお「廣大本」は右の六種とは別の鈔本であるが、形式は後者に近い。

また、ほぼ同時期の近藤重藏（1771—1821）『正齋書籍考』にも「舊鈔本周易正義」に關する記述が見える。それによると、近藤正齋は大永（1521—1532）・永祿（1558—1569）年間の寫本のほかに、清原家の傳本等を所藏していたようである。彼は「宋ノ孔維板行ノ標無キヲ以テ」ただちに「李唐ノ傳本ナルヲ信」じてゐるわけであるが、果たしていかがなものであらうか。内容への言及が無いのはやはり不備といふべきである。

わねばなるまい。

さらにまた後述する海保元備（漁村 1798—1866）は、所藏の舊鈔單疏本と阮元『周易注疏校勘記』とを對校して『周易校勘記舉正』一卷を著作しているが、島田鶴（1873—1914）の『古文舊書考』によれば、漁村の藏書は大永年間（1521—1537）の鈔本であったという。やなみに『古文舊書考』には漁村の『周易校勘記舉正』の要所がほぼ引用されている。そして島田自身も眞和年間（1345—1349）の鈔本を所藏しており、これを「宋本」に出でるものだと見なしている。ただ北宋刊本か南宋刊本かについての言及はない。

さて、以上に紹介した多くの舊鈔本の今日の所在はどうなつてゐるのか。我々がこれを知るには、阿部隆一氏の勞作「本邦現存漢籍古寫本類所在略目録」（『阿部隆一遺稿集』第一巻）を見るにしくはない。これによると、昭和三十年代後半までにその所在が確認された『周易正義』の鈔本は、鎌倉時代に書寫された金澤文庫舊藏本を始めとして「廣大本」に至るまでの、完存・部分存を含めた十五種類である。他の「五經正義」等に比べると、意外なほどに多くの鈔本が傳えられてゐるのが注目される。我が國における『周易正義』、というよりはむしろ『周易』の受容には、何か特別な事情が有つたのであらうか。

そしてさらに阿部氏は臺灣の故宮博物院にもその調査の手をのばしておられ、その成果「中華民國國立故宮博物院藏楊氏觀海堂善本解題」（『增訂中國訪書志』所收）では、六種類の舊鈔本の存在を確認され、件して來日し、我が國に傳存する古鈔本・古刊本を廣く搜求した成果の一部を「古逸叢書」として紹介するのに大いに貢献し、また「日本訪書志」・「留真譜」等を著した楊守敬（1839—1915）の書屋の名稱であ

る。この六種類の「周易正義」舊鈔本も、その際、楊氏が購入し歸つたもの。」のうち狩谷望²²（1775—1835）舊藏本が、後に劉承幹によつて「嘉業堂叢書」のひとつとして刊刻されたことについては、後に言及する。

以下次章においては、「廣大本」の内容の検討に入る前の準備作業として、『周易正義』の校勘記を作成した先學の業績を振り返ることとしよう。その過程で「廣大本」の占める位置を探る手がかりをしさかなりとも得たいといふのが、そのなりである。

三 『周易正義』の校勘記

阮元『周易注疏校勘記』

さて嘉慶十一年（1806）、阮元によつて文選樓より刊刻された『宋本十三經注疏併經典釋文校勘記』二百四十五卷のうち、『周易注疏校勘記』については、實は後世の評價があまり芳しくない。十三經の中でもいちばん劣るとさえ言われているほどである。江蘇元和の生員、李銳（1768—1817）が擔當したといふことであるが、その評價の低いことの主たる原因是、ひとえに校勘に利用した資料の不備によるものといつてよからうか。

阮元の序文によると、「單疏本」としては「宋本 據錢遵王校本、案錢跋有單疏本」、單注本、注疏本、今不復能識別、但稱錢校本」「注疏本」としては「影宋鈔本 據餘姚盧文昭傳校明錢孫保求赤校本、今稱錢本」・「宋本 據七經孟子考文補遺」・「十行本」、そして「闡本」・「監本」・「毛本」を利用したといふことであるが、「錢遵王校本」が「單疏本」・「單注本」・「注疏本」を全く區別しておらず、これを「識別する能はずるものであつた」といふのであるから、果たして

錢氏が「單疏本」を精査していたかどうかは極めて疑わしい。そしてまたここにいう「影宋鈔本」と「宋本」とは、實は「八行本」を指しているのであるが、前者は「錢本」、後者は「七經孟子考文補遺」を通じての利用である。さらに「十行本」も明の「正德十行本」だといふことで、結局、既述の諸版本のうちで、阮元が實見し得たのはⅦ以下のものに過ぎず、Ⅲ・Ⅳはともに間接的利用であつたということになる。その低い評價が生じるのも無理ならぬところであろう。後述するような數種類の補正本が出てくる所以である。そこで次にこれらについて述べるのが順序であるが、その前に、阮元が見るに及ばなかつた「單疏刊本」と「八行本」とについて、預め若干の説明をしておいた方が、本稿後半の理解には都合がよいであろう。

先ずは「單疏刊本」である。これについてははつとに阿部隆一氏が、缺畫が南宋諸帝の廟諱に及んでいること、刻工一名が紹興年間から降つては寧宗の慶元年間に亘つてゐることから、その刊刻をば孝宗朝であると斷定されたところである（「金澤文庫舊藏錄倉本周易正義と宋槩單疏本について」『阿部隆一遺稿集 第一卷』所收）。この書物はその存在が久しく知られていないなく、北京人文科學研究所からコロタイプ影印本として世間に公開されたのは實に民國二十三年のことであつた。その間の事情は阿部氏の論考に詳しい。現在では嚴靈峯編輯『易經集成』（臺灣成文出版社 一九七五年）にも收録されており、我々は容易にこれを見ることができる。卷首に「五經正義表」を冠した完本である。

次に「八行本」について。現在「八行本」には二本の存在が確認されている。その一つは足利文庫所蔵の國寶『周易注疏』十三卷。かつては南宋の陸游の第六子、陸子遹の藏本であつたといわれ、我が國に將來され後、上杉憲忠によつて足利學校に寄進されたものである。

殘念なことに卷首「表・序・八論」を缺いているものの、最初の經注疏合刻本であり、「單疏本」の舊式に従い、「單疏本」の卷次第をそのままに繼承している。山井鼎『七經孟子考文補遺』にいわゆる「宋板」、阮元『校勘記』にいわゆる「宋本」がすなわちこれである。この版本もまた汲古書院の影印本（一九七三年）によつて容易に實見することが可能となつた。

もう一つの傳存本は、かつて明の孫景芳の藏本であったものが、その後次々と主を代え、清の陳鱣・瞿氏鐵琴銅劍樓等を経て、現在では北京圖書館に收藏されているものである。ただ、この書物には宋・元の遞修が加えられており、しかも卷首「表・序・八論」と卷一（乾卦）は、陳鱣が錢孫保傳鈔本によつて補寫したもの。近時、北京中華書局より廉價な小型影印二冊本として出版された。そこで、筆者がこれを足利本と對照してみると、陳鱣が錢孫保傳鈔本によつて補寫したという卷一に限つてみても、足利本とは少なからぬ徑庭が有り、その他の卷についても改惡された部分がかなり見出されるようである。

海保漁村『周易校勘記學正』

さて阮元校勘記の補正を試みた早い時期のものに、海保漁村『周易校勘記學正』（自筆稿本は靜嘉堂所藏。『日本儒林叢書』三編所收）が有る。その際の對校の資料が所藏の舊鈔單疏本であつたことは、本稿の目的にも一致するもので、筆者にとつては極めて興味深い。しかもその序には、この書の著作目的とその價値、また阮元『校勘記』の弱點が的確に述べられている。すなわち阮元『校勘記』にいふ「錢校本」が「單疏本」を精査したうえでの校本ではないこと、また引用された清儒盧文弨・浦鐘・孫志祖等の臆改の存在が指摘されている。そして漁村は舊鈔本の優れた點を「是本、天壤の間に在りて、周易正義十四卷

は始めて「一の凝滯無し」とまで高く評價するのである。ただその跋文に「其の傳錄、果たして唐時の古本より出づるものなるか、北宋刊本より鈔せしものなるかは、皆な未だ知るべからざるなり」と述べるようだ、筆者が本稿で問題としている點については、やはり慎重にも斷定を避けている。「單疏刊本」を見ていないことからすれば、それはむしろ當然のことと申すべきであろう。

いま筆者がこれを瞥見してみると、その校勘一九八條のうち漁村が特筆大書する所藏本の佳處とされる例も、「單疏刊本」に一致するものが四四例見出されるし、さらにその中には「八行本」にも一致するもの二八例を含んでゐる。ただ「單疏刊本」・「八行本」に符合せず、「廣大本」にのみ一致するものが七八例も數えられるのは注目すべき點で、この事實からすると、我が國傳來の舊鈔本に共通する祖本の存在が預想されるのである。

劉承幹『周易單疏校勘記』

嘉業堂校刊『周易正義』は、既述の楊守敬が日本より持ち歸つた舊鈔本のうちの狩谷望之の求古樓舊藏本を、吳興の劉承幹が民國三年に『嘉業堂叢書』中に入れて出版したものである。當時「單疏刊本」の存在は知られていたものの、未だ所有者徐梧生の文字通りの秘藏本であつた。劉氏はそれを遺憾として、この舊鈔本を刊刻することにしたのだといふ。そして同時にこれに『周易單疏校勘記』二卷を附したことは高く評價すべきであろう。

ただ八四〇餘條にも及ぶ詳細な校勘記も、主として「阮本」との對校に終始しており、「單疏刊本」を見ていないのはやむを得ないことがながら、「八行本」をも參觀していなければ惜しまれる。たとえば劉

して挙げたこの書の佳處の四例「觀封脫去二十四字・咸封脫去八十九字・遜封脫去七字・良封脫去六字」のうち、前の二例の長文の脱字についていえば、「單疏刊本」でも「八行本」でも脱去していないものである。したがつてこの二例は「十行本」の段階で脱落したものであろう。ただしこれに對して後の二例は、「單疏刊本」にもまた「八行本」にも見えないもので、しかもこれが「廣大本」にのみ存在するのが注目されるところ。先に「我が國傳來の舊鈔本に共通する祖本の存在が預想される」と述べたことが、この例にも當てはまるといえようか。

もつとも劉氏によれば、舊鈔本には譌字・破體が多く、また同一文字が重なる場合は躍り字で代用するなどの、鈔本にありがちな形式を不滿とし、その翻刻に際しては「日鈔を奉じて金科玉律と爲すを得ず」として畢く改めたという。その結果は、本来「序・八論」は每葉八行、毎行十七字、卷一以後は每葉八行、毎行二十一字であつた原本の體裁が、すべて每葉十一行、毎行二十一字に組み替えられているのである。しかも標起止ごとに改行を施しており、これによつて本文が読み易くなつたのは事實であるが、原本の様式ではあるまい。すでに戸田博士が「ただ筆者の檢したところでは、何處まで正確に我が古鈔本をそのままに傳えているか、疑われる節がある」と述べておられるように、筆者もまた、この刊本には意を以て改めた箇所が有ることを多々指摘し得るし、また誤刻も少なからず有るようだと思ふ。利用に際しては注意を要する。

長澤規矩也「周易校勘記補遺（一）」

次いで長澤規矩也氏「周易校勘記補遺（一）」（『長澤規矩也著作集』第一巻所收）は、靜嘉堂文庫所藏の舊鈔本『周易正義』殘卷を阮元校

勘記と對校したもので、海保漁村『周易校勘記舉正』・嘉業堂『周易單疏校勘記』をも參觀してそこぶる周到であるが、なぜか「單疏刊本」への言及が無く、また（一）以降は發表されておらず、この（一）が「阮本」の卷一・三に相當する部分のみであるのが惜しまれる。たゞ「序言」における、舊鈔本が宋刊本からの傳鈔であるなら、宋刊本が公開された現在ではほとんどその存在價値は無いという指摘は、まさに當を得たものであろう。そして長澤氏は、

是に予の觀たる所の靜嘉堂文庫所藏舊鈔本周易正義は、元龜天正鈔本の、而も原十四卷中、僅に六卷を存する殘本なれど、異本との校合の注記に、單に「イ」とある外、「印本」と注して注記する所あり。その印本は、勿論明刊諸本に非ず。宋刊本恐らく單疏本なるべし。故に、原據の本は宋刊本系統に非ざるべく、恐らく所謂李唐傳鈔本の系統なるべし。

との見解のもとに、この校勘記を作成されたわけである。しかし果たして「印本」は「單疏刊本」を指しているであらうか。これは検討を要する問題である。次章において改めて考察してみたい。

馬光宇「周易經文注疏考證」

最後に臺灣の馬光宇氏の勞作「周易經文注疏考證」（『臺灣省立師範大學國文研究所集刊』第六號一九六一年）を擧げておこう。これはその名稱が示す通り、『周易』の經・注・疏文全般にわたる校勘記であり、その點で、すでに挙げた四種の「單疏」の校勘記とはやや異なる。そこでこれを「疏」の部分にのみ限つて見てみると、「阮本」を底本に、主としてかの「北京人文科學研究所影印本」と對校したもので、「單疏刊本」を利用した數少ない校勘記である。「單疏刊本」の佳處をほぼ網羅している點が高く評價できる。現在、阮元校勘記を補うものと

しては、おそらく最も詳細なものではあるまい。

しかし、この勢作もまた殘念なことに、汲古書院影印本の出版以前のことであったので、「八行本」は依然として『七經孟子考文補遺』を通じての間接的利用にとどまり、また、どういうわけか劉承幹『周易單疏校勘記』を參照していなし。「校書の難きこと、穀中に稗を拾ふがごときもの有り。たとひ専心して遍ねく求めんとするも、亦た遺漏の虞れ有り。このたびの易を校するや、一篇を校し訛はるに當たる毎に再び檢閲するに、なほ疏略の處有り。校し漏らせし文、訛謬の處に至りては、或は免れ難き所なり」という馬光宇氏の述懐は、校勘作業に携わった者の等しく經驗する嘆息を伴つた言葉であるが、ここではそれ以前の問題として、遺憾ながら校勘の資料が未だ十分なものとは言えない。また誤植が間々見られるという缺點もある。

四 廣大本『周易正義』の内容の検討

さて本章では「廣大本」の内容の検討に入る。既述の通り、李唐の傳鈔本とする見解に近藤正齋・長澤規矩也氏が有り、宋本からの鈔本であるとする見解には島田翰、さらに唐本と北宋刊本からの雙方が有るとした『經籍訪古志』の他に、いずれとも決めかねるとした海保漁村・戸田博士の説が有つた。これら先學の成果を踏まえて、以下に「廣大本」についての私見を述べることとしたい。

廣大本と單疏刊本との相違

先ず「南宋單疏刊本」と「廣大本」との比較から。筆者が影印本「南宋單疏刊本」と「廣大本」とを比較校合した結果、相互の繼受關係を想定するのは不適當だと考へるに至つた。つまり兩者は別系統の版本だといふことである。なぜなら「廣大本」と「單疏刊本」との間

には少なからぬ異同が見出されるからである。その詳細は別稿「廣大本周易正義校勘記」を用意する預定であるが、その數は轉寫の際の明らかな誤寫を除いても、ゆうに二〇〇例を超える。この中にもなお誤寫の例を含む可能性があるが、しかしその數の多さはやはり兩者が系統を異にするものだと考えるのが自然であろう。しかも「廣大本」の方が正しいと判定できるものも多々有るようと思われる。今、その若干例を紹介しよう。

先ず一七例をまとめて挙げる。最上段が「廣大本」、續く「靜嘉堂本」については、筆者が直接に調査したものではなく、長澤規矩也氏「周易校勘記補遺（一）」を通じての間接的なもの。ただしこれは卷一二・三のみである。そして「海保本」も同様に海保漁村「周易校勘記舉正」に據つた。

①・②の例は、「廣大本」が他の舊鈔本に一致し、しかもそれが正しく、「單疏刊本」が誤っている例である。③・④は「廣大本」が「靜嘉堂本」・「嘉業堂本」に一致するもの、同様に⑤・⑥は「靜嘉堂本」・「海保本」に一致するもの、⑦・⑧は「嘉業堂本」・「海保本」に一致するものである。これらの例は、我が國傳來の舊鈔本の祖本が「南宋單疏刊本」ではないことを示すに十分な證據であるといえよう。しかもこれらが「南宋單疏刊本」以前のものであることを示唆するものと思われる。

そして⑨～⑯もこれに準ずる例である。いずれも「廣大本」のみでは正しいと判斷するのに躊躇するところ、もう一本の存在がその補證となる例といえようか。たとえば⑩について、阮元校勘記では「小雅云」を見出し字として、「錢本・宋本・閔・監・毛本小作爾。按爾字誤。『小爾雅』唐人多作『小雅』。文選注亦然」と考證している。し

えていると思われる例を紹介したい。それは「乾」の卦辭の疏である。

此既象天、何不謂之天、而謂之乾者、天者定體之名、乾者體用之稱、故說卦云、乾健也、言天之體以健爲用、聖人作易、本以敬人、欲使人法天之用、不法天之體、故名乾不名天也、

右に挙げたのは「廣大本」以外の疏文で、この卦が「天」を象徴したものであるのに、これを「天」と名づけずに「乾」と稱した理由を解説した文章である。その内容は「天」と「乾」との関係を「體用」によつて説明したもの。一讀して「天」が「體」に、「乾」が「用」に對應させられて、いることが了解できる。少し後の「大象」疏にも「然則天是體名、乾是用名、健是其訓」という表現が見える。そうすると右の疏文には意味の通じない箇所があることに氣付く。それは「乾者體用之稱」の一句。なぜならこのままでは「乾」が「體用」を兼ねることになるからである。ところが「廣大本」ではここを「乾者作用之稱」に作つてゐるのである。これなら「定體」と「作用」が對應して意味が無理なく通じるであろう。これは他の版本に證據を求めることができないものの、内容から判断して「廣大本」が正しいことが分かる一例である。

以上の諸例からすると、「廣大本」が「南宋單疏刊本」からの傳钞でないことは明らかである。しかも「南宋單疏刊本」を訂正し得る箇所を多く持つてゐるところから、これに先立つ祖本を想定すべきである。果たしてそれは「北宋刊單疏本」であろうか、それとも「李唐傳钞本」であろうか。

廣大本の注記「印本」

ところで前章において、「靜嘉堂本」に見える異本との校合の注記

をもとに、「靜嘉堂本」が李唐傳钞本の系統に屬するものだとした長澤氏の推論を紹介した。ただ遺憾なことに、長澤氏は「印本」との異同の具體例を挙げてはおられない。ところが「廣大本」にもやはり「靜嘉堂本」と同様に、異本との校合を傍注・頭注として記載した例を多數見出し得るのである。主なものでは「印本」または「印」と記するもの（三八例）、また「イ」と記するもの（一〇例）であるが、この他にも「異本」・「一本」・「或」という注記が一例ずつ見られる。ここにいう「イ」とは異本、つまり他の钞本を、そして「印本」とは、長澤氏のいわれるよう刊本のことを指すものと思われる。

それではこの「印本」の記述は果たしていかなる刊本を指しているのであらうか。そこで「印本」の例を現存の諸刊本と比較してみたところ、そのほとんどが「單疏刊本」に一致するのみならず、同時にまた「八行本」にも一致していることが明らかとなつた。しかもその中にわざかに「例に過ぎないものの、「單疏刊本」には一致せず、「八行本」の方に符合する例を見出し得たのである。すなわち次の、

卷十一繫上十章 故稱爲蹇蹇利西南不利東北者 印本ナリ

とあるのがそれで、「單疏刊本」は前者を「廣大本」と同じに作り、後者を「阪」・「圓」に作つてゐるのに對し、「八行本」は注記にいう印本にそのまま該當するのである。右のわざかに「例のみではあるが、注記にいうところの「印本」とは「八行本」を指すと見なすべきであろう。少なくとも「單疏刊本」ではない。したがつて、「印本」が「單疏刊本」を指すとの前提の上に、舊钞本が李唐本の系統であるとした長澤氏の見解は、その根據そのものが妥當性を缺くものだといわざるを得ない。さらに、これまたわざかに「例のみであるが、「監

本」という注記も有ることを付言しておこう。

金澤文庫舊藏『周易正義』

「」に付言すべきことは、金澤文庫舊藏『周易正義』殘卷（重要文化財）である。この書物については、前掲の阿部隆一氏「金澤文庫舊藏鎌倉鈔本周易正義と宋繫單疏本」に詳しい。それによると、この舊鈔本は疏文を單行大書していること、北宋諸帝の廟諱の字を缺畫していること等から、宋刊單疏本からの忠實な鈔本であるという。そしてこの鈔本の性格・素姓について、阿部氏はこれが北宋刊本によつたのか南宋刊本によつたものなのか、斷定に苦しむとされながらも、「金澤文庫舊藏單疏本には後述する如く書・詩・禮の南宋初刊本があるから、新渡の南宋版による書寫とするのが穩當であろうか」との假説を提出された。もしもこの見解が妥當であるなら、これよりも約三百年前後も遡った室町期の鈔本が北宋刊本からの書寫だと考えるのは、いさざか無理であろうか。ましてや唐鈔本の系統を引くものと見なすのは、さらに見當はずれのものであろうか。

殘念ながら筆者はこの金澤文庫舊藏本を實見していないのであるが、阿部氏の論考を讀む限りでは、これを南宋刊本だと判定された根據が弱いように思われる。しかも、南宋刊本の卷八尾後にだけは、字數の記載が無いのに對し、この鈔本にはそれが錄されているということがである。この事實は、むしろ北宋刊本からの重寫である可能性を示唆するものだと筆者は考えたい。

唐鈔本『禮記正義』

そこで想起されるのが、吉川幸次郎氏の「舊鈔本『禮記正義』を校勘して」（『東方學報京都』第九冊、一九三八年）という論考である。これは平安時代末期に書寫された唐鈔本の系統を引く『禮記正義』舊鈔本

を解説したうえで、そのテキストとしての價値を強調されたもの。管見の及ぶところ、唐鈔本と宋刊本との關係を論じて最も詳細なものであらう。その意味で、本稿にとって極めて重要なヒントを提供してくれる論考である。吉川氏は先づこの舊鈔本が唐鈔本『禮記正義』を忠實に傳えているとし、ついで「此の鈔本一巻は現在世に行なわれて居る版本のテキストなるものは、たゞ其の中でも最も古い、從つて最も信頼するに足るといわれて居る宋版すら、いかにあてにならぬものであるか」ということを、現實に示す標本であり、「此等版本相互の間の距離はむしる微細なものと謂つて宜るし」とまで斷言された。

吉川氏の言われるよう、刊本相互の間の距離が微細であるとするなら、先に述べた「廣大本」と「單疏刊本」との距離はどのように見なすべきであろうか。氏はさらに舊鈔本と紹熙版との距離の大ささを證明するため、三例に分類して詳説される。「第一例は校正洩れであります、この第二例は校正し過ぎ」、そして最も注目すべきは第三例で、『正義』の文中に引用された『禮記』の經文あるいは注文が、宋代に通行していた經注と相違する場合には、宋人がこれを通行本に合わせるべく改變した、という指摘である。

また吉川氏は第三例に關連して、「禮記正義に特有な現象ではないか」と考へられる節もあるとされながらも、疏の「標題」すなわち「標起止」が、「〇〇至〇〇」のように五字に畫一化されるのは宋版以後のことにつきることを推定し、また孔穎達の見た古い「經注」と非常に近い「經注」の實物として、足利學校傳承の室町時代の鈔本、いわゆる「足利古本」を擧げておられる。つまり我が國に現存する舊鈔本の中には、宋代以前の「經注」文を傳えるものが有るという指摘である。

廣大本傳承の古いテキスト

さて「廣大本」が「單疏刊本」と相違する例の中にも、實は若干數ながら、吉川氏のいわゆる第三例に相當するものが見出せるのである。現行本よりは古い形の「經注」文が「疏」文中に殘存していると思われる例である。以下に擧げる例の卷次第・經文・注文は足利文庫藏の「八行本」に據つた。疏文のみが「廣大本」である。その引用文は必要最小限度の長さにとどめた。いざれも「八行本」の經文・注文が「廣大本」所引のそれと相違する點に注目されたい。

①卷一 乾文言 「知至之可與言幾也」

【疏】 故文言云「因時而惕」、又云「知至之可與言幾也」……

【疏】 「知至之可與言幾」者、……

この一條については、實は楊守敬がすでに指摘するところであつた。楊氏は自ら購入し歸つた狩谷望之舊藏の鈔本について、次のように解説している。

其の文字は大抵、明の錢保孫の校する所の宋本單疏と合す。……
…唯だ錢本の據る所は尙ほ是れ宋刻なるも、此は則ち唐鈔の遺たり。文言の「知至之可與言幾也」の如きは、日本の古鈔本には皆な「言」字有るも、唐石經より以下には皆な「言」字無し。此の正義の覆述する經文には「言」字有り。且つ前の九三の疏に「文言云云」を引くに、此の本には亦た「言」字有り。正義據る所の經文にはもと「言」字有りしを、後人、石經に據りて並びに正義を刪りたるを知るべし。

楊氏の言う「日本の古鈔本」とは、やはり足利學校所藏の「周易」舊鈔經注本のことと/or、山井鼎『七經孟子考文補遺』にいわゆる「古本」或いは「足利本」(三種の古本を校合して活字版にしたもの)を指し

てゐる。つまり、我が國傳來の古鈔本の經文に、この狩谷本「周易正義」が一致するが故に、「狩谷本」が「唐鈔の遺」であるとした判斷である。吉川氏の第三例に該當するものである。そしてこの例に關しては、「狩谷本」のみならず「廣大本」も、そして「靜嘉堂本」「海保本」も同様に作つてゐるのである。海保漁村もまた「言」字の有るものが本來の形で、古鈔經注本に一致する自身所藏の單疏舊鈔本が正しい、と考證している。

②卷七 升大象 「象曰、地中生木升。君子以順德、積小以高大」

【疏】 「君子以順德、積小以成高大」者、地中生木、始於毫末、終至合抱、……

これは「廣大本」と「海保本」にだけ「成」字が有る例である。そして漁村が指摘するとおり、『七經孟子考文補遺』によると、「足利本」の象傳には「成」字が有る。しかもこれが古い由來を持つものであることは、陸德明『經典釋文』に「以高大、本或作以成高大」とあることからも知られるのである。これが『周易正義』並びにこれが依據した傳文の本來の形でもあつただろう。

③卷一 蒙象 「蒙亨以亨行得時中」者、疊「蒙亨」之義。

【疏】 「蒙亨以亨行得時中」者、疊「蒙亨」之義。

④卷三 小畜上九 「上九、既雨既處尚德載」

【疏】 「尚德積載」者、體巽處上、剛不敢犯、……

⑤卷七 夬九四 「九四、臀无膚、其行次且」

【疏】 正義曰、「臀无膚、其行趨。」者、……

この三例のうち③・④については、「廣大本」だけにそれぞれ「得」字、「積」字が有る例である。そしてやはり『七經孟子考文補遺』によつて、「足利古本」には「得」字・「積」字の有ることが知られる。

そして⑤については、次に引用する『經典釋文』によると、これが「廣大本」の誤寫によるものではなく、やはり古いテキストの形を傳えるものであることが證明される。

〔次〕 本亦作趙、或作跋、……馬云、郤行不前也。

〔且〕 本亦作趙、或作跋、……王肅云、趙趣行止之礙也。

さて右に舉げた五例は、いづれも經文に關する古いテキストと思われるものの指摘であったが、以下は王弼の注文のそれである。

⑥卷三 小畜上九 「象曰、既雨既處德積載也」

(注) 「……故可得少進、不可盡陵也」

【疏】 「不可得盡陵」者 九三欲陵上九、被上九所固、是「不可得盡陵」也。

⑦卷七 升上六 「象曰、冥升在上、消不富也」

(注) 「勞不可久也」

【疏】 然「勞不可久」、終致消衰、故曰「消不富也」。

⑥は「廣大本」と「嘉業堂本」にのみ「得」字が有る例で、これがやはり「足利本」に一致している。そして⑦では「廣大本」と「海保本」が「勞」を「榮」に作る。ただしこれは『七經孟子考文補遺』にも「經典釋文」にも見えない例である。海保漁村が「今本、榮を勞に誤る。注同じ。唯だ古鈔經注本のみ榮に作るは、此の本と合す」と述べているところからすれば、漁村には何か據るべき鈔本が有つたのであるう。

以上は「廣大本」を含めた舊鈔本が六朝時代以來の古い經・注文を保存していると思われる例であった。これらが宋版以後で改變された例であると認められるなら、「廣大本」は宋版以前の系統を引くものと判斷すべきである。

標起止の異同

ところで標起止が「〇〇至〇〇」の五字に畫一化されるのは宋版以後のことになると屬する、というのが吉川氏の指摘であった。しかし『周易正義』の場合は、刊本以後でも五字のものは極めて少なく、一般的にはかなり長文の標起止が用いられている。したがって「五字に畫一化された」という點については、『周易正義』はこれに該當しない。ただ「廣大本」の標起止について特徴的に見えるのは、卷九・十の二卷においてだけ、「單疏刊本」と相違する例が著しく多いということである。その數、卷九では二一例、卷十では四二例。この二卷だけになぜこのような異同が生じたのか、筆者には詳らかにし難い。この二卷の書寫者に據るものかもしぬれないが、どうやら「廣大本」(もしくはその直接の祖本の段階において)は、この二卷では標起止を單なる「見出し字」として、正確忠實に寫し取ろうとする誠意に缺けているかのようと思える。たとえば次の例である。右側が「廣大本」、左側が「單疏刊本」の、それぞれの標起止である。

歸妹初・注夫承嗣一

・注夫承嗣以君之子雖幼而不妄行

「單疏刊本」のように、標起止が長文の場合、「廣大本」では「一」という傍線を引いて、それ以下を省略することが多い。これに類する例が二四例有る。また「廣大本」の標起止の方が短い例も少なくないが、次の例のようだ。「廣大本」の方が長文の標起止も多々有ることから、「單疏刊本」から「廣大本」へといふ順序ではないことが分かる。

豐初九・初九遇配主雖旬无咎至通遇旬災也

・初九遇其至旬災也

小過 · 小過亨利貞可小事不可大事飛鳥至大吉

・小過亨至大吉

ただこの二卷の「廣大本」(もしくはその祖本)の不熱心な標起止の書寫の仕方によって、かえつて「單疏刊本」の標起止の方に統一性の有ることに氣付くのである。そこで以下に舉げる例では、兩者の標起止の前に、その標起止のものである經文の全文をも掲げることにする。そうすることによって、唐代における標起止の本来の形式の預測と、「單疏刊本」による整理の様子がある程度了解できると思うからである。以上に挙げた例と同様、右側が「廣大本」、左側が「單疏刊本」である。

豐 「上六、豐其屋、蔀其家、闢其戶、闔其无人、三歲不覲、凶、

象曰、豐其屋、天際翔也、闢其戶、闔其无人、自藏也】

・上六 豐其屋天一至自藏也

・上六 豐其屋至自藏也

標起止の指し示す經文の範圍はもちろん兩者で一致するが、「廣大本」の方に「天」字が有る點からすると、その上の「豐其屋」三字は「象傳」の部分を指していることが分かる。そしてその下に「一」という省略記號の傍線が有るところからして、「廣大本」の標起止はもつと長文のものであったことが預想されるであろう。ところが次に挙げるのは、標起止の指し示す範圍が、兩者で相違している例である。

艮 「彖曰、艮止也、時止則止、時行則行、動靜不失其時、其道光明、艮其止、止其所也、上下敵應、不相與也、是以不獲其身、行其庭、不見其人、无咎也】

・彖曰艮止也至其所也

「廣大本」の標起止では、「象傳」の半ばまでを示しているのに対し、「單疏刊本」では「象傳」の最後までを指している。そして實際の標起止以下の「疏文」の内容は、まさしく「單疏刊本」の方に合致するのである。「廣大本」が、「單疏刊本」の正しい標起止をわざわざ誤つて短く改めたものではなかろう。「單疏刊本」が、もとの誤りを訂正したと見なすべきものである。もう一例だけ挙げよう。

中孚 「初九、虞吉、有它不燕、象曰、初九虞吉、志未變也】

・象曰初九至未變也

・初九虞吉至未變也

この例でも、「廣大本」では「象傳」以下を指し示しているが、この「疏文」の内容にふさわしいのは、「爻辭」をも含んだ「單疏刊本」の標起止である。

これらのことから、「周易正義」の本来の標起止はかなり長文のものが多く、經文の全文を標起止として引用することが少なくなかつたことが預想される。これは「周易」の經文自體が「十翼」以外では短文であることにも據るであろう。しかし「注文」の標起止に省略符號の「一」が多く用いられていることからすると、「注文」でもかなりの長文を標起止としていたようである。そしてこれが「單疏刊本」ではかなり刈り込まれて短文化されていることが分かる。やはり「周易正義」においても、刊本の段階で整理・畫一化が圖られたことが預想されるのである。したがつて標起止の検討からしても、「廣大本」の方が「單疏刊本」よりも古い形態を保存していることが判明するであろう。

○

以上の検討の結果、本稿冒頭で述べたように、筆者は「廣大本」が李唐鈔本の系統を引くものである、との假説を提出する次第である。

なお「廣大本」には、北宋諸帝の諱名を避けた缺畫が、乾卦の卦辭「貞」字を唯一の例外として他には存在しないこと、「南宋單疏刊本」卷末尾題の後に見える字數の記載が無いこと、さらに唐鈔本の特徴のひとつだといわれる「萬」字がすべて「万」字に書寫されていること等が、その補證となるであろうか。北宋時代は、鈔本による傳承から刊本による傳承へと移行した時代であったという。してみると、刊本後のテキストのほとんどが北宋以降の人々の取捨選擇の目を通じたものだという事實への配慮が必要であること、ただに經書だけに限られるものではあるまい。

注

- (1) 「周易要事記」と「周易命期秘傳略」がそれで、いざれも日本人の著作に係るものである。前者には『周易』の傳受・學習等に關する心得・儀式をはじめ、中國のみならず、日本の易學の傳受が記録されている。また後者は『周易』と陰陽道を合體させた占筮術の書のようである。

- (2) 黃彰健氏「唐寫本周易正義殘卷跋」(『大陸雜誌』四十二卷九期一九七一年)。これによると、この寫本は中央研究院歴史語言研究所が抗戰勝利の後に、北平で買いためたものだということであるが、その發見の狀況や系姓等についての説明は無い。全巻のうちのわずかに「賛卦」の疏の部分の八割近く、「彖傳」の途中「而釋所以」から「六五」の注「無待士之」に至るまでの三十二行を傳えるのみの殘卷である。黃氏の論考の内容は、これを「南宋單疏刊本」と對校した結果、寫本の標起止が長文であることを明示し、「周易正義」の本来の形態は、經文・

注文を省略していなかつたのではないかと推測するものである。ただし疏の本文自體についての考察はなされていない。

そこで筆者が附載された寫眞をもとに、「南宋單疏刊本」と對照してみたところ、寫本の方には誤字・倒字と思われるものが多く見られ、さらに脱字・脱文がとりわけ多い。テキストとしては決して優れたものとは言い難いのである。また奇妙なことに、「單疏本」や「八行本」とは異なって、むしろ後代の「阮元本」に一致する箇所三例を見出し得た。もしもこれが唐寫本であるとするなら、「廣大本」を始めとする我が國傳存の舊鈔本とは全く別系統のものと考えざるを得ない。

(3) ちなみに北京圖書館藏の「八行本」では、「小爾雅」に改刻し、以下の引用文が一字分詰められて少し小字になつており、後世の訂正の手が加えられているのが注目される。

- (4) 摘稿「邢昺『爾雅疏』について」(廣島大學文學部紀要第五二卷一九九二年)。